

IMASARAの宝箱



VOL.5 -告示・達・訓令-

前号の「規則」に続き、この号では「告示」「達」「訓令」について確認していきます。

知っておかなきゃならないことって結構ある…
けど、イマサラ聞くに聞けない！
でも、そんなあなたの「イマサラ」が、みんなの宝になる。…かもしれない。

1. 告示について

- 「告示」は、大阪市が法令、条例に基づいて行った処分、決定等した事項で公示の必要のあるもの、その他重要な事項を広く市民等一般に知らせることをいいます。
- 市長が行う大阪市告示、消防長が行う消防長告示、消防署長が行う消防署長告示等があります。
- 大阪市の告示は、大阪市公報に掲載することにより広く市民等に知らしめます。
- 告示と言ってもその内容は様ではなく、おおむね次のように分類されます。
 - ・ 法令や条例等の個別の規定による委任を受けて市が定めた法規的な事項を知らせるもの
(例) 総合操作盤を設置しなければならない防火対象物の指定(平成16年消防長告示第20号)
← 消防法施行規則第12条第1項第8号ハによる委任を受けて消防長が指定
 - ・ 不特定多数の市民等に影響がある行政規則(内規)の内容を知らせるもの
(例) 大阪市消防局公示令達規程(昭和36年消防長告示第10号)
 - ・ 市がした処分・決定等を知らせるもの
(例) 消防法に基づく火災予防措置命令
- 国(総務省消防庁)の告示「消防庁告示」もあり、数多く出ています。上記「消防長告示」と呼称は似ていますが、告示者はもちろん適用地域、掲載場所等が異なるので、注意が必要です。
(例) 防火管理に関する講習の実施細目(昭和62年消防庁告示第1号)
← 消防法施行規則第2条の3第6項による委任を受けて消防庁長官が規定

・大阪市消防局に係る告示等の例規は、こちらから「大阪市例規データベース」
<https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html>
・上記に掲載のない例規は、こちらから「大阪市消防局例規データベース」
<http://www10.e-reikin.net/jp/opensearch/SrMjF01/init?jctcd=8A85C1C2A5>

2. 達・訓令について

- 「達」も「訓令」も組織の長から所属の職員に発する命令の形式の一つです。地方自治法に基づく指揮監督権を有する市長が発する達・訓令もあれば、消防組織法に基づく指揮監督権を有する消防長が発する達・訓令、消防署長が発する達もあります。
- 達と訓令の違いについて、大阪市では、「達」は所属職員に対して行う一般的な職務命令、「訓令」は下級機関の権限の行使について指揮するために発する命令とされていますが、いずれも全国で共通した定義というわけではなく、自治体によって扱いが異なるようです。
- 大阪市消防局では、「第1条…」といった条文形式をとる場合、消防長達のときは「○○規程」、消防長訓令のときは「○○要綱」という題名を用いることがほとんどです。
(例) 消防署の組織及び事務分掌に関する規程(平成19年消防長達第2号)
立入検査事務処理要綱(昭和56年消防長訓(予)第6号)
- 制定改廃手続については、起案担当課や回議順序などに細かい違いはありますが、いずれも基本的には消防局内での審査を経て決裁され、成立に至ります。
- 達と訓令は、いずれも職員に対する命令であることから、職員がこれに違反した場合は職務上の義務違反となりますが、職員以外の者に禁止や義務付けを課するような法規としての性質はなく、市民等がこれに違反しても直ちに違法又は無効となるものではありません。
- 仮に、達や訓令の規定に反することを理由に市民等に対して命令等の行政処分を行い、その違法性が争われたとしても、当該規定を根拠に「適法な処分だった」と主張することはできません。



以上、7月号から3号にわたって「例規」について振り返ってきました。今後も適切な例規の運用を図り、正しい法令知識の研鑽に努めていきましょう。

教えてほしい。「あなたのイマサラ」

BY:大阪消防編集部 mailアドレス:pa0110@city.osaka.lg.jp